

# 業許可不要の認定盛込み

## プラ循環促進法案が閣議決定

### 事業者の自主回収、再資源化で

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が3月9日、閣議決定された。国民と自治体、事業者が一体となって、プラスチック資源の3R+R (Renewable (再生可能資源への代替)) を進めることが目的。小泉進次郎環境大臣は「サーキュラーエコノミー（循環経済）の新法だ。日本はPETボトルのリサイクルやいわゆる『Car to Car』

などの取り組みで世界をリードしきたが、欧洲で進められている「サーキュラーエコノミーの潮流にいか早く乗ること」が重要だと述べた。同法案は今国会（第204通常国会）に提出される予定で、順調に審議、可決された場合、来年度には施行される見通しが立てられる。

のプラスチック資源について、製造・販売事業者等が自主回収・再資源化する計画を作成し、主務大臣が認定した場合、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要になる。（次頁詳報）

に提出される予定で、クルでは、市区町村がプラス容器包装に加えて日用品などにわざる製品プラスについて容り法ルートを活用して再商品化するのを可能にする。

あだ、一般廃棄物系